

2022年5月6日

株主各位

第40期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制
連結計算書類における連結注記事項
計算書類における注記事項

株 式 会 社 壺 番 屋

第40期定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システムという。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員が法令・定款、当社の経営理念を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行すること（以下、コンプライアンスという。）を徹底するため、役職員の職務遂行上の行動規範（老番屋企業行動憲章）を制定する。
- ② 取締役の中からコンプライアンス統轄責任者を選任する。コンプライアンス統轄責任者は、コンプライアンスの取り組みを全社横断的に統轄し、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行う。
- ③ 内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスの状況に十分留意した内部監査を行う。
- ④ コンプライアンスに関し問題のある行為等について、内部通報を行う体制を整備するため、内部通報規程を制定する。
- ⑤ 監査等委員は会社のコンプライアンスに問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程を制定し、取締役の職務執行に係る情報は、同規程に従い文書（電磁的媒体を含む。）に記録し、保存する。
- ② 取締役は、必要に応じそれらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役の中からリスク管理統轄責任者を選任する。リスク管理統轄責任者は、損失の危険の管理（以下、リスク管理という。）の取り組みを全社横断的に統轄し、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行う。
- ② 不測の事態が生じた場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態に応じた迅速かつ適切な対応が取れるよう、速やかに体制を整える。
- ③ 監査室は、リスク管理の状況に十分留意した内部監査を行う。
- ④ 監査等委員は会社のリスク管理に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程及び権限規程を制定し、取締役の職務分担及び権限を明確にする。
- ② 定例取締役会を月1回開催する他、経営の重要事項に関する取締役間の協議及び情報共有を行うため、常勤取締役及び監査等委員他をメンバーとする経営会議を週1回開催する。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役の中から子会社毎に担当取締役を選任する。子会社の担当取締役は、その自主性を尊重しつつ、職務遂行上の行動規範（壹番屋企業行動憲章）の浸透、効率的な業務遂行、コンプライアンス、リスク管理の徹底を図るよう、必要に応じ助言・指導を行う。
 - ② 当社及び子会社から成る企業集団の管理体制を整備するため、関係会社管理規程を制定する。また、内部監査の対象に子会社を含めることとする。
 - ③ 監査等委員は子会社の管理体制に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員の職務を補助し、職務執行を支援するため、監査等委員会事務局を設置する。監査等委員会事務局は、監査等委員の指揮命令に従って業務を行うものとする。
 - ② 監査等委員会事務局メンバーの人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 取締役会規程の他、経営会議規程を制定し、経営上の重要事項については取締役会及び経営会議にて審議及び報告することとし、監査等委員会委員長は経営会議に出席して情報の収集にあたり、その内容を把握することとする。
 - ② 監査等委員会は、内部監査の実施状況の報告を監査室より受けることとする。また、役職員等からの内部通報の内容について、コンプライアンス統轄責任者より報告を受ける他、直接、内部通報を受けられる体制を整備する。
 - ③ 監査等委員会に前項の報告を行ったものに対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことは、内部通報規程により禁止する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 定例監査等委員会を月1回開催し、必要に応じ臨時監査等委員会を開催する。
 - ② 監査等委員会と監査室及び会計監査人は、定期的に会合を設け、監査関連情報の交換等を行う。
 - ③ 社長と監査等委員会は、必要に応じて会合を設け、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請等を行う。
 - ④ 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について、当社に請求することができ、当社は当該請求に基づき支払を行う。

上記の内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

- ・ 壱番屋企業行動憲章のもと、社内ホームページや社内報等を用いて、経営理念の浸透や法令順守への理解の向上を図る取り組みを行っている他、有効な内部通報体制の整備や、監査等委員会及び監査室による監査によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。
- ・ リスク管理体制としまして、モニタリング機能を持つ本部各部署にて収集されたリスク情報が、速やかにリスク管理統轄責任者に集約されることとなっており、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるように努めております。
- ・ 子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するために、子会社を担当する取締役が毎月会議を開催し、タイムリーな情報収集を行いながら適切な業務遂行やリスク管理の状況について、情報の共有に努めるとともに、必要に応じて対策を講じております。
- ・ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するために、定例の監査等委員会を開催している他、監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との会合を行っております。

なお、上記以外の内容につきましても、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制となるよう努めております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・連結子会社の名称 壺番屋レストラン管理(中国)有限会社
壺番屋国際香港有限会社
イチバンヤUK LIMITED
イチバンヤインターナショナルUSA INC.
株式会社大黒商事
台湾壺番屋株式会社
イチバンヤUSA INC.
壺番屋香港有限会社

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・関連会社の数 3社
 - ・関連会社の名称 イチバンヤ ミッドウエスト アジア株式会社
韓国カレーハウス株式会社
イチバンヤINDIA PRIVATE LIMITED
 - ・持分法を適用しない理由 上記3社は当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である壺番屋レストラン管理(中国)有限会社、壺番屋国際香港有限会社、イチバンヤUK LIMITED、イチバンヤインターナショナルUSA INC.、株式会社大黒商事、台湾壺番屋株式会社、イチバンヤUSA INC.及び壺番屋香港有限会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在(2021年12月31日)の計算書類を使用しております。ただし、2022年1月1日から連結決算日2022年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、当社は、1998年6月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～12年

b. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年5月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

d. 長期前払費用

定額法

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

- c. 株主優待引当金
- 当社は、株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当連結会計年度末における将来の株主優待券利用見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- a. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- b. 数理計算上の差異の費用処理方法
- 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年間）により、主として定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- c. 未認識数理計算上の差異の会計処理方法
- 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
- a. 直営店売上
- 直営店売上は、当社及び連結子会社の直営店舗に来店する顧客からの注文に基づくサービスを提供することによる収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- b. フランチャイズ加盟店（以下、F C店という）向け売上
- F C店向け売上は、当社及び連結子会社における、F C店に対する食材等の販売による収益であります。
- 食材等の販売による収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんの償却方法については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数（5年～7年）で均等償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、徐々に回復するものの翌連結会計年度以降も、一定の影響が継続するという前提に基づいて、固定資産の減損損失の判定、繰延税金資産の回収可能性の判定等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く今後の状況によっては、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、加盟金による収益について一時点で売上を計上してはいたしましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更してはいたしません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用してはいたしません。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

また、前連結会計年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示してはいたしません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に「4. 会計上の見積りに関する注記」を記載してはいたしません。

4. 会計上の見積りに関する注記

株式会社老番屋の店舗等に係る固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 店舗 |
|-----------|------------|-----------|
| 建物及び構築物 | 4,652,471 | 565,583 |
| 機械装置及び運搬具 | 692,365 | 6,318 |
| 土地 | 5,486,172 | 517,602 |
| リース資産 | 933,398 | 920,665 |
| その他 | 576,106 | 115,571 |
| 有形固定資産合計 | 12,340,514 | 2,125,742 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

各店舗において2期連続営業損失が発生した場合及び来期2期連続営業損失が発生する見込みである場合、あるいは、店舗閉鎖または店舗譲渡の意思決定を行った場合等に減損の兆候を識別しており、店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前キャッシュ・フローが帳簿価額を下回った店舗について帳簿価額を回収可能価額（正味売却可能価額が使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、減損損失306,594千円を認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、当連結会計年度を含む営業損益実績を基礎とした将来損益予測に基づき見積っております。新型コロナウイルス感染症の影響については少なくとも2023年2月期までは感染状況の悪化に伴う営業時間短縮の要請等の影響が継続するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期等の主要な仮定や経済条件の不確実性に伴う変動によって、将来キャッシュ・フローの見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,205,615千円

(2) 保証債務

加盟店の金融機関借入の保証 106,584千円

また、上記以外に加盟店の不動産賃貸借契約について、1件の家賃の債務保証を行っております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 31,926,000株 | 一株 | 一株 | 31,926,000株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|-------|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 725株 | 20,000株 | 7,088株 | 13,637株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の付与による自己株式の処分によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 2021年4月5日 取締役会 | 普通株式 | 1,277,011 | 40 | 2021年2月28日 | 2021年5月10日 |
| 2021年10月6日 取締役会 | 普通株式 | 1,276,494 | 40 | 2021年8月31日 | 2021年11月19日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2022年4月6日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,276,494 | 40 | 2022年2月28日 | 2022年5月9日 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な安全性の高い金融資産に限定しており、また、資金調達については主に短期の銀行借入により調達し、大型設備投資が発生した場合等は、必要に応じ長期借入にて資金調達する方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

営業債権について、受取手形による回収は行いません。売掛金については、主に当社グループにおけるフランチャイズチェーンに加盟しているオーナーが対象であり、取引先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、営業本部を中心に残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、重要性に応じて時価情報等を経営会議に報告しております。

また、財務状況の把握や取引状況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務について、支払手形による支払は行いません。買掛金については原則1ヶ月の支払期日です。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金運用計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価(※2) | 差額 |
|---------------|----------------|------------|----------|
| ① 現金及び預金 | 17,587,451 | 17,587,451 | — |
| ② 売掛金 | 2,685,529 | 2,685,529 | — |
| ③ 投資有価証券 | 400,900 | 400,900 | — |
| ④ 差入保証金 | 4,592,379 | | |
| 貸倒引当金(※1) | △1,825 | | |
| | 4,590,553 | 4,452,965 | △137,588 |
| 資産計 | 25,264,435 | 25,126,847 | △137,588 |
| ① 買掛金 | 2,132,004 | 2,132,004 | — |
| ② 未払金 | 1,399,125 | 1,399,125 | — |
| ③ 未払法人税等 | 1,107,443 | 1,107,443 | — |
| ④ リース債務(固定負債) | 603,018 | 580,274 | △22,743 |
| ⑤ 長期預り保証金 | 3,630,726 | 3,603,946 | △26,779 |
| 負債計 | 8,872,318 | 8,822,795 | △49,523 |

(※1) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(※2) 投資有価証券を除く項目につきましては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき算定された時価であり、市場取引等における時価ではありません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 種 類 | 連結貸借対照表 計 上 額 | 取得原価 | 差 額 |
|------------------------|-----------|------------------|---------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株 式 | 400,900 | 293,728 | 107,171 |
| | (2) 債 券 | — | — | — |
| | (3) そ の 他 | — | — | — |
| | 小計 | 400,900 | 293,728 | 107,171 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株 式 | — | — | — |
| | (2) 債 券 | — | — | — |
| | (3) そ の 他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 合計 | | 400,900 | 293,728 | 107,171 |

④ 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定した額より貸倒見積高を控除した金額を時価としております。

負 債

① 買掛金、② 未払金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ リース債務（固定負債）

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 長期預り保証金

長期預り保証金の賃貸物件保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づき、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

保証債務

保証債務契約の時価は△2,349千円であります。ただし、前受保証料2,348千円を前受金として計上しております。時価については、見積将来キャッシュ・フローの金額を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値から債務保証損失見積高を控除し算定しております。

デリバティブ取引

利用していないため該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分 | 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|-----------|---------------------|
| 非 上 場 株 式 | 1,200 |

- ・非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「資産 ③ 投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、全国に賃貸店舗や賃貸事業所及び賃貸住宅を所有しております。2022年2月期における当該賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 用途 | 連結貸借対照表計上額 | | | 当連結会計年度末の時価 |
|-----|-------------|------------|------------|-------------|
| | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 店舗 | 1,875,448 | △27,640 | 1,847,808 | 1,259,641 |
| 事務所 | 392,065 | △34,365 | 357,700 | 294,637 |
| 住宅 | 518,966 | △6,437 | 512,529 | 420,309 |
| 合計 | 2,786,480 | △68,442 | 2,718,038 | 1,974,587 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は店舗資産の新規賃貸等114,769千円であり、主な減少額は減価償却費95,514千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

また、賃貸等不動産に関する2022年2月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 用途 | 賃貸収益 | 賃貸原価 | 差額 | その他 |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 店舗 | 706,488 | 582,216 | 124,272 | - |
| 事務所 | 86,310 | 64,593 | 21,716 | △29,306 |
| 住宅 | 56,081 | 42,737 | 13,344 | - |
| 合計 | 848,880 | 689,547 | 159,333 | △29,306 |

- (注) 1. 賃貸収益とこれに対応する賃貸原価（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は、それぞれ「営業外収益 受取家賃」及び「営業外費用 賃貸費用」に計上されております。
2. 事務所の（その他）は減損損失であり、「特別損失」に計上されております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------|------------|
| 直営店売上高 | 14,111,965 |
| F C店向け売上高 | 30,263,643 |
| その他 | 646,558 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 45,022,168 |
| その他の収益 | - |
| 外部顧客との売上高 | 45,022,168 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①直営店売上

直営店売上は、当社及び連結子会社の直営店舗に来店する顧客からの注文に基づくサービスを提供することによる収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

②F C店向け売上

F C店向け売上は、当社及び連結子会社における、F C店に対する食材等の販売による収益であります。

食材等の販売による収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された食材等の販売に関する取引の対価は、商品の引き渡しから概ね1ヶ月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③その他売上

その他売上は、主として当社及び当社グループが監修した製品に関する商標等の利用に伴うライセンス収益及びF C店から受領した加盟金による収益であります。

ライセンス収益については、ライセンス先の企業が当社監修製品を販売することから生じており、ライセンス先の企業における売上を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

加盟金による収益については、当社及び当社グループがF C店に対して、運営ノウハウの提供等の履行義務を負っており、当該履行義務はF C店の加盟期間にわたって充足されると考えられることから、当該対価の受領時に契約負債として計上し、フランチャイズ平均加盟期間に従い一定期間にわたって収益を計上しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 契約負債の残高等

契約負債は、主にF C店の加盟期間にわたって収益を認識するF C店との加盟契約時に受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されません。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、51,861千円であります。

契約負債の増減は、前受金の受領による増加及び収益認識により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年内の契約、及び売上高に基づくライセンス収益については、注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (2022年2月28日) |
|-----|-------------------------|
| 1年内 | 53,659 |
| 1年超 | 189,502 |
| 合計 | 243,161 |

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 949円02銭
(2) 1株当たり当期純利益 91円55銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - a. 時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品・製品・原材料・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年6月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|-------|
| 建物 | 2～60年 |
| 機械及び装置 | 2～12年 |
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする
定額法
- ④ 長期前払費用 定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株主優待引当金
株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づき、当事業年度末における将来の株主優待券利用見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年間）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

a. 直営店売上

直営店売上は、当社の直営店舗に来店する顧客からの注文に基づくサービスを提供することによる収益であります。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

b. フランチャイズ加盟店（以下、FC店という）向け売上

FC店向け売上は、当社における、FC店に対する食材等の販売による収益であります。

食材等の販売による収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思われる金額で収益を認識することとしております。これにより、加盟金による収益について一時点で売上を計上しておりましたが、一定の期間にわたって計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に「4. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

店舗等に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 店舗 |
|-----------|------------|-----------|
| 建物 | 3,686,738 | 496,520 |
| 構築物 | 266,845 | 69,063 |
| 機械及び装置 | 625,944 | 6,318 |
| 車両運搬具 | 1,926 | — |
| 工具、器具及び備品 | 307,083 | 98,338 |
| 土地 | 5,486,172 | 517,602 |
| リース資産 | 920,665 | 920,665 |
| 建設仮勘定 | 91,855 | 17,233 |
| 有形固定資産合計 | 11,387,232 | 2,125,742 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりです。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,564,900千円
- (2) 保証債務
加盟店の金融機関借入の保証 106,584千円
また、上記以外に加盟店の不動産賃貸借契約について、1件の家賃の債務保証を行っております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権
短期金銭債権 26,661千円
- (4) 取締役に対する金銭債務
金銭債務 39,700千円

6. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 221,620千円
販売費及び一般管理費 49,881千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|------------|------------|---------------|
| 普通株式 | 725株 | 20,000株 | 7,088株 | 13,637株 |

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬の付与による自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------|--------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 59,237千円 |
| 貸倒引当金 | 737千円 |
| 減価償却費 | 60,691千円 |
| のれん | 5,699千円 |
| 賞与引当金 | 84,351千円 |
| 退職給付引当金 | 316,176千円 |
| 長期未払金 | 12,096千円 |
| 減損損失 | 906,080千円 |
| 資産除去債務 | 130,363千円 |
| 契約負債 | 62,912千円 |
| その他 | 124,886千円 |
| 小計 | <u>1,763,234千円</u> |
| 評価性引当額 | <u>△ 625,387千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 1,137,846千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 建設協力金 | △ 736千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 32,655千円 |
| 資産除去債務に対応する費用 | △ 39,023千円 |
| 繰延税金負債合計 | <u>△ 72,415千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | 1,065,431千円 |

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか下記の所有権移転外ファイナンス・リース取引があります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

| | 取得価額相当額(千円) | 減価償却累計額相当額(千円) | 期末残高相当額(千円) |
|-----|-------------|----------------|-------------|
| 建 物 | 42,800 | 38,752 | 4,048 |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

| | |
|-----|---------|
| 1年内 | 2,480千円 |
| 1年超 | 2,211千円 |
| 合計 | 4,692千円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

| | |
|----------|---------|
| 支払リース料 | 2,480千円 |
| 減価償却費相当額 | 2,140千円 |
| 支払利息相当額 | 89千円 |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

連結計算書類「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 953円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円47銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。